

平成23年5月9日  
三井生命保険株式会社

**東日本大震災の被災地域のお客さまに対する  
保険料払込猶予期間の再延長等の実施について**

このたびの地震により被害を受けられた皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

三井生命保険株式会社（代表取締役社長 山本 幸央）では、このたびの地震で被害を受けられたお客さまのご契約を対象に、保険料払込猶予期間を最長で6ヶ月間延長する取扱いを実施しておりますが、被災地の復旧・復興状況をふまえ、下記のとおり、追加の特別取扱いを実施いたしますので、お知らせいたします。

記

**1. 保険料払込猶予期間の再延長について**

- ・災害救助法適用地域のお客さまからのお申し出により、保険料のお払い込みについて猶予する期間を更に3ヶ月延長いたします。  
（実施済みの6ヶ月と合わせ、最長で平成23年12月末までの取扱いとなります。）

**2. 猶予した保険料の払込期日に関する特別取扱いについて**

- ・保険料払込猶予期間終了後も、ご契約を継続されるためには、上記1の猶予期間分の保険料を猶予期間の末日までにお払い込みいただく必要がございます。
- ・しかしながら、上記期日までに猶予期間分の保険料全額のお払い込みが困難な場合には、平成24年1月より継続して保険料をお払い込みいただくことにより、上記1の猶予期間分の保険料の払込期日を平成24年10月末まで延長する取扱いを実施いたします。
- ・なお、猶予期間分の保険料については、分割してお払い込みいただくことも可能です。

（注）本取扱いは、「東北地方太平洋沖地震」にかかる災害救助法の適用地域（ただし、大量の帰宅困難者が発生したこと等に伴い災害救助法が適用された東京都を除きます。）において、平成23年9月末までに当社に猶予期間延長の申し出があるお客さまのうち、同9月末までに通常通りのお払い込みをいただけないご契約が対象になります。

< ご相談窓口 >

お客様サービスセンター 0120-318-766

受付時間 月～土/9時～17時（祝日、年末年始を除きます）

※受付曜日・時間は変更となる場合があります。

以上